

経済産業省企業活動基本調査の民間開放について（案）

平成 19 年 10 月 10 日
経済産業省調査統計部

【民間競争入札とする理由】

- ・行政の減量・効率化の流れの中で、統計調査業務についても、「民間にできることは民間に」の考え方に基づいて、民間事業者を活用できる業務については、可能な限り活用していきたいと考えている。そのため、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務については、民間競争入札を実施するものである。

【入札の対象範囲】

- ・「経済産業省企業活動基本調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計とする（別紙参照）。
- ・なお、これらの統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務、調査結果及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定期】

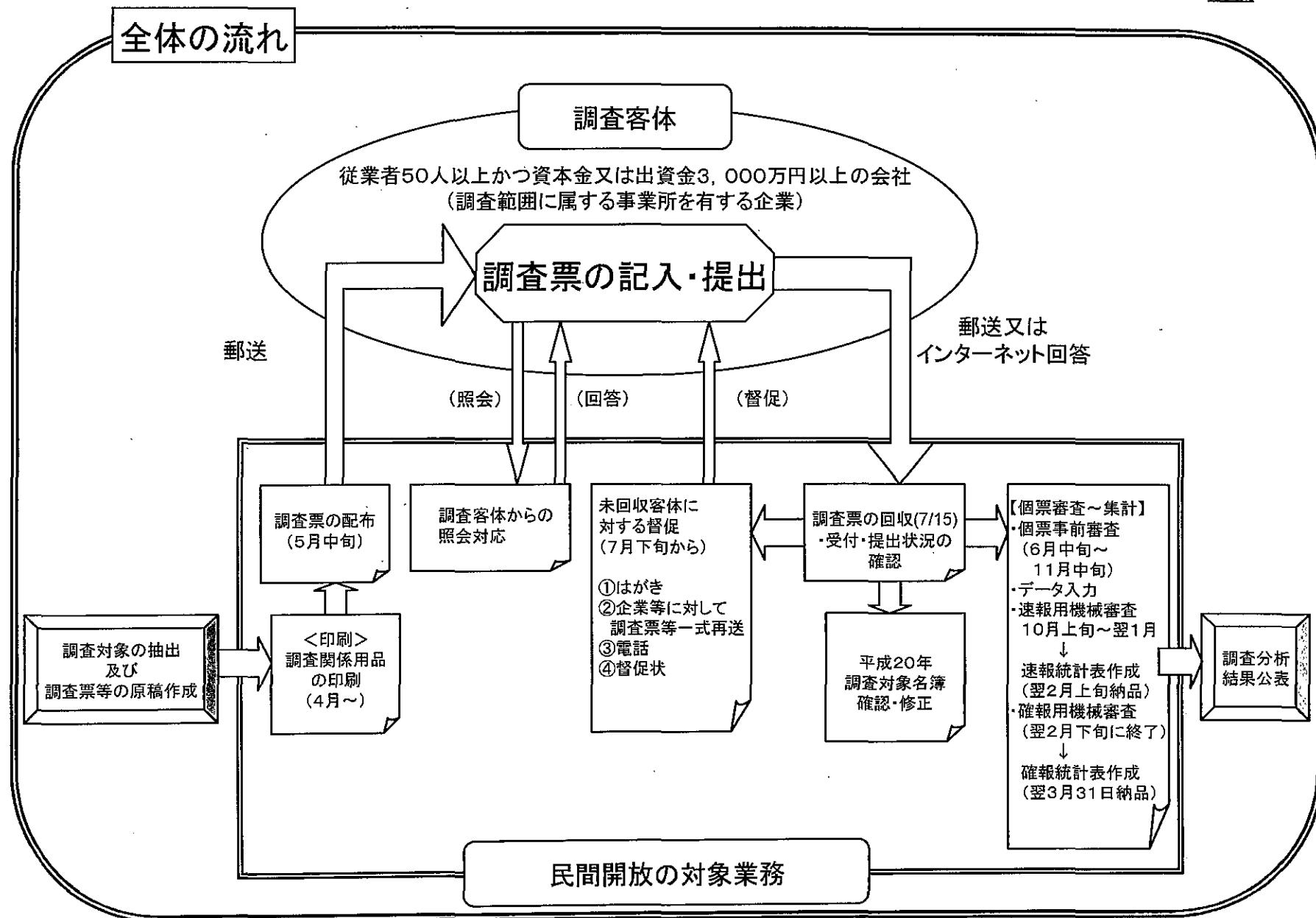
- ・平成 19 年 12 月目処に入札公告し、平成 20 年 4 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

- ・本調査は、経済産業省所管の業種を含む一定規模以上の企業に対して実施している指定統計調査であるが、経済産業省が実施する指定統計調査について包括的に民間事業者を活用するのは、本調査が初めてである。そのため、このように大規模な指定統計調査について民間事業者の活用により生じる問題点を整理し、次年度にその反省点を踏まえて再検討する必要がある。よって、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断した。
- ・一方、民間事業者が、その創意工夫をいかして質の維持向上や経費削減を実現するためには、複数年度契約で実施することが望ましいことから、平成 21 年調査からは複数年度契約とすることとした。

企業活動基本調査の流れ図(実施方法)(案)

別紙



企業活動基本調査の概要

調査の概要：我が国企業の多角的な活動の実態を明らかにするため、一定規模以上の会社に對し、毎年行っている調査

調査の期日：毎年3月31日

調査の事項：

- ①企業の名称及び所在地
- ②資本金額又は出資金額
- ③企業の設立形態及び設立時期
- ④企業の決算月
- ⑤事業組織及び従業者数（事業組織別事業所数及び常時従業者数、その他の従業者数）
- ⑥親会社、子会社・関連会社の状況（子会社・関連会社の保有状況、子会社・関連会社の新規設立、親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合）
- ⑦資産・負債及び純資産並びに投資（資産・負債及び純資産、関係会社への投資額等、固定資産の増減）
- ⑧事業内容（売上高及び費用等、外注費、費用の内訳、情報処理・通信費、リース契約により使用している設備に係る支払いリース料、売上高の内訳）
- ⑨取引状況（売上高、仕入高の取引状況、地域別の直接輸出額及び直接輸入額）
- ⑩事業の外注状況（業務の外部委託（アウトソーシング）の状況、業務提携の状況）
- ⑪研究開発（研究施設、研究開発費及び研究開発投資）
- ⑫技術の所有及び取引状況（特許権等の所有、使用状況、技術取引）
- ⑬情報化の状況（コンピュータ・ネットワークの利用の有無、電子商取引（e-コマース）の実施状況）
- ⑭バイオテクノロジーの利用形態
- ⑮企業経営の方向（経営組織の形態について、退職等に関する制度について）

調査対象：

鉱業、製造業、電気業、ガス業、情報通信業、卸売・小売業、クレジットカード業、割賦販売業、一般飲食店、教育・学習支援業及びサービス業に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額または出資金額が3,000万円以上の全国の会社

調査対象数：約38000企業（製造業約20000企業、卸売・小売業約12000企業、その他約6000企業）

調査方法：郵送及びオンライン

調査の実施経路：経済産業省—経済産業局（各ブロック）—報告者

予算額：139,593千円（平成19年度）